

第793回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成21年10月14日(水)午後1時30分から
場 所：教育委員会会議室(県庁16階)

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第792回教育委員会会議録の承認について
- 4 第793回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告(一般事務報告)
文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果の取り扱いと、2010年度調査への参加中止を求める請願について (義務教育課)
- 6 議 事
 - 第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について (総務課)
 - 第2号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について (教職員課)
 - 第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
 - 第4号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について (高校教育課)
 - 第5号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について (高校教育課)
 - 第6号議案 県立中学校学則の一部改正について (高校教育課)
- 7 課長報告等
 - (1) 特別支援学校在り方検討委員会からの提言について (特別支援教育室)
 - (2) 平成22年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)について (高校教育課)
 - (3) 新型インフルエンザに係る対応等について (スポーツ健康課)
 - (4) 無形文化遺産「代表一覧表」への記載について (文化財保護課)
- 8 資 料(配布のみ)
 - (1) 平成22年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項について (高校教育課)
 - (2) 第64回国民体育大会「トキめき新潟国体」の結果について (スポーツ健康課)
 - (3) 宮城県美術館特別展「トリノ・エジプト展」について (生涯学習課)
- 9 次回教育委員会の開催日程について
- 10 閉会宣言

第793回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成21年10月14日(水)午後1時30分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長, 佐々木委員, 小野寺委員, 勅使瓦委員, 佐竹委員,
小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育監兼教育次長, 千葉教育次長, 佐藤参事兼総務課長,
安住教育企画室長, 菅原福利課長, 後藤教職員課長, 竹田義務教育課長,
菊池特別支援教育室長, 高橋高校教育課長, 雫石施設整備課長,
佐々木スポーツ健康課長, 青木生涯学習課長, 真山文化財保護課長ほか

5 開 会 午後1時30分

6 第792回教育委員会会議録の承認について

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 第793回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委員長 小野寺委員及び佐竹委員を指名。
議事日程は配付のとおり。

8 教育長報告

文部科学省「全国学力・学習状況調査」結果の取り扱いと, 2010年度調査への参加中止を求める請願について

(説明: 教育長)

本年9月8日付けで, 民主教育をすすめる宮城の会及び宮城県教職員組合から「文部科学省『全国学力・学習状況調査』結果の取り扱いと, 2010年度調査への参加中止を求める請願」が提出されたので, その内容及び取扱いについて御報告申し上げます。

資料は, 1ページ及び2ページとなる。

請願の趣旨は, 調査の実施により, 教員が学校や市町村の学力テスト対策に追われる実態が見られ, 教育本来の営みが歪められることなどから, 県教育委員会が個々の自治体名や学校名を明らかにした結果公表を行わないことや来年度の「全国学力・学習状況調査」には県立学校は参加しないことなど, 5項目の内容となっている。

まず, 結果の公表については, 宮城県では国の実施要領に基づき, 従来, 県全体の調査結果の概要等について公表しているが, 個々の自治体名や学校名を明らかにした公表は行

っておりません。

また、来年度の調査への県立学校の参加については、この調査により、児童生徒の学力や学習状況を把握し、一人一人の実態に即した指導や授業改善に役立てることができると考えているので、実施される場合には参加したいと考えている。

請願者に対しては、ただ今申し上げた内容を回答することで、御理解をいただきたいと考えている。

その他の請願項目等の詳細については、義務教育課長から説明させる。

(説明：義務教育課長)

2ページを御覧願いたい。

請願項目1から5までについて御説明申し上げる。

まず、請願項目1の自治体名や学校名を明らかにした結果公表についてであるが、教育長が先程申し上げたとおり、宮城県では、国の実施要領に基づき、個々の自治体名や学校名を明らかにした結果公表は行っておりません。しかしながら、各市町村がこの調査の目的を踏まえ、その結果について十分な活用が図られるよう努めることは大切なことだと考えている。

次に、請願項目2の来年度の「全国学力・学習状況調査」への県立学校の参加については、これも先ほど教育長が申し上げたとおり、この調査により、児童生徒の学力や学習状況を把握し、一人一人の実態に即した指導、また、授業改善に役立てることができるところから、参加することとしている。

次に、請願項目3の子どもと学校に及ぼす否定的側面についてであるが、各市町村教育委員会が実施要領に則り調査を適切に実施しているものと認識している。また、各市町村教育委員会からは著しく負担がかかっているという報告はされていない。

県教育委員会としても、今後も、過度な競争や、学校間の序列化を招かないように、公表の方法等については十分指導してまいりたい。

次に、請願項目4の調査結果を基にした「学力向上」策と教育条件整備の推進についてであるが、全国学力・学習状況調査においては、詳細なデータが提供されており、県教育委員会が調査結果を分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るための教育施策に生かしているところである。また、教育条件整備については、今後とも充実するよう努めてまいりたいと考えている。

最後に、請願項目5の過去問題の取扱いについてであるが、過去の学力調査の問題を、各単元のまとめや学期末、また、学年末等において計画的に適切に取り扱うことは、児童生徒の学習の定着や学習の理解を図る上からも有効であると考えている。しかしながら、この過去の問題を学力調査の練習として取り扱うなど、不適切な事例があれば、それは望ましいことではないと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 私自身は、学習や教育をしたならば、評価、見直し、新たな計画を立てるということは必要なことだと思っている。ただ、今回の全国学力調査について、何か、抽出して、つまり、受ける学校とか、子ども達を少し、全員ではないようにしようという話も出ていた感じがする。そうなった場合、抽出してやった場合には、現在とどのような違いが出てくるのかということか、それに対してはどのような考えを持っているのか。個人的な考えでも結構である。

教 育 長 この全国学力・学習状況調査は平成19年度に始まり、今年で三回目の実施である。来年度以降の調査がどうなるかということについては、まだ文科省から正式な連絡は来ていない。あくまでも新聞報道によればということであるが、従来のような悉皆、小学校六年生と中学校三年生の全員に対する調査ということではなく、抽出した形でやるという方向でいま進んでいるようである。その抽出するという時に、どういうやり方で抽出するかということについては、まだ何も具体的には決まっていないうようである。したがって、抽出方式でやることになった時に、それを、私どもとしてどう見るべきなのかということについても、まだ何とも言えない状態だと思っている。ただ、一般論として申し上げれば、抽出方式でやるとすれば、従来との違い、調査した結果を具体的に各学校で、その結果を踏まえてどのように学力向上に向けて改善に努力するかということの、そういう努力に活かす、活かし方がなかなか難しいのではないかという感じがある。であるから、抽出でもほぼ従来と同じような結果を出せるということもあろうが、今後の抽出の仕方がどうなるかということについて十分関心を持って見ていきたいと思っている。

小野寺委員 この請願については、いまの教育長と義務教育課長の説明のとおりだろうと思う。やはり、今回の学力・学習状況調査への参加とか、結果の公表というのは、あくまでも市町村の教育委員会の権限で判断されていくと、県としては、いま説明があったように文部科学省の方針に沿って対応してきたのではないかと受け止めている。

それで、感じたことを申し上げたい。この学力・学習状況調査については、私は請願者が指摘しているような弊害とか、マイナス面が生じているところがあるのではないかと思っている。詳しいことは控えるが、やはり、こういう調査をやると競争的な側面が当然出てくる。ただ、何というか、順位とか、ランキングに関心が行くことによって生じてきている問題があると私は思う。ただ、一方で、この調査はマイナス面ばかりではないと思っている。例えば、調査を通して実態が把握されたことによって見えてきたことと、分かってきたことがある。あるいは、授業改善なんかの取組を通して、学力形成とか、あるいは生活習慣の改善に活かされてきているところが少なくないと

思っている。もう一つあえて言えば、教育環境の整備の中で少人数指導の必要性などが、あらためて確認されてきたのではないかという捉え方を私はしている。それで、先程来話があるように文部科学省が来年度の調査については、悉皆から抽出するだとか、あるいは科目や学年をひろげるような話も出ており、明日あたり結果が出るのであろう。やはり、三年というのは一つの区切りだと思うので、その三年の取組というのを市町村とか、学校と意見交換しながら整理しておくことが必要だと思うし、それから、先程来出ているように文部科学省の方針が出るわけであるので、それを受けて今後の取組や施策について検討、吟味することになると思っている。

勅使瓦委員 この調査の内容について、よく報道されているのは全国ランキングとか、宮城県内で何位ということがどうしても目に付くが、この調査の結果というか、それぞれの児童生徒の習熟度の達成率がどこまでいっているのかということから見ていくと、何というか、ランキングがどうのということよりも、やはり、宮城県としては習熟の達成率をどこまで持って行くのかということが大切だと思っているし、そういうふうにして行っていただきたいなと思っている。そういった観点から今後も私としては、来年度から抽出してやるような報道もあるようであるが、引き続き全部の児童生徒を対象にやって行ったほうが、先ほどの教育長の発言にもあるように、次年度のそれぞれの学校での指導の方法とか、そういった面についても十分検討できてゆくのではないかと感じているので、ぜひそういった意味で習熟度の達成率をどこまで持って行くのかという観点からしっかりとした形で進めて行っていただきたいと思っている。

委員長 この請願については、いままでの各委員の発言が、教育長の発言を支持する方向の発言だと思うので、次に進めてよいか。

各委員 了承。

9 議 事

第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから5ページまでとなる。

4ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務のうち、教育長に委任する事務から除く事務や、教育長が専決することのできる事務等を規定する「教育長に対する事務の委任等に関する規則」について改正するものである。

「職員の退職手当に関する条例」及び「県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部改正により、退職手当の支給制限及び返納の制度が拡充されたことに伴い、教育委員会がその権限に属する事務として新たに、第1条第1項第9号

を加えるものである。

また、新たな事務のうち、退職手当の支払の差し止め及び支給制限等を行う際に人事委員会から意見聴取を行うことについては、特に迅速な事務処理を要するものであることから、教育長が専決することのできる事務として、それを規定している第2条第1項に第3号及び第4号として加えるものである。

なお、この規則は、公布の日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 これは、例えば、先生が何か、社会的な犯罪行為などをした時に自動的に支払ってしまわないで、差し止めておくことができるという、そのような場合に有効な条文と考えてよいか。

教 育 長 退職すれば退職手当が支給されるわけであるが、その支給された後に在職時における、いわゆる非行が発覚した際に、従来の制度であると、いったん支給してしまったものについて返納させるということができなかったわけであるが、それが、条例改正されて、今後は支給した後であっても、在職時における非行の事実が発覚した場合には、それを返納させることができるということになったわけであるが、その場合の事務処理の権限をどうするかという問題である。

佐々木委員 そうすると、例えば、年限とか、そういう規定はなくてもよいのか。そういうことについての時効年限はないのか。

教 育 長 条例で、遡れるのは5年となっている。

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

第2号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、6ページから8ページまでとなる。

本年9月議会において「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、同条例の条項にずれが生じたことから、同条例を引用する本規則の改正の必要が生じたものである。

なお、本規則の改正は、公布の日から施行し、職員の退職手当に関する条例の施行日である本年10月9日から適用することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委 員 長 (委員全員に諮って)可決。

第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立特別支援学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、9ページから14ページまでとなる。

これは、平成22年度県立特別支援学校高等部入学生徒の募集定員等の変更にに基づき、県立特別支援学校学則に定める収容定員を改正するものである。

なお、平成22年度の募集定員については、出願資格を満たす現在中学3年生の進路動向を調査し、入学希望者全員を受け入れられるよう設定している。

それでは、具体的に説明申し上げます。

資料12ページからの新旧対照表を御覧願いたい。

別表第3についてであるが、県立特別支援学校の高等部への入学希望者の増減に伴い、光明支援学校の第1学年の収容定員を49名から63名に変更するほか、同様に西多賀支援学校、石巻支援学校、気仙沼支援学校、名取支援学校、角田支援学校、迫支援学校、古川支援学校、山元支援学校及び利府支援学校のそれぞれ第1学年の収容定員を資料のとおり変更するものである。

また、学年進行に伴い、今年度の第1学年及び第2学年の収容定員を、来年度の第2学年及び第3学年の収容定員とするため、視覚支援学校の第3学年の収容定員を14名から11名に変更するほか、11校の収容定員を変更するものである。

なお、改正後の規則は、平成22年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質 疑)

小野寺委員 資料を見ると定員が増えている。これは、宮城だけでなく全国的な傾向なのであろう。ある資料で文部科学省の調査を見ると特別支援学校では十年間に約三倍ぐらい増えているとある。特に知的障害の人数が増加しており、そのことがいま問題になっている教室不足の慢性化ということになってくるのだと思う。ただ、自治体の中には軽度の障害の方は定員を設けて入学を断っているというような話も聞く。そういう中で宮城県は平成8年度であろう、十数年前から高等部の希望者を全員入れているわけである。私は全国的な状況がよく分からないが、宮城の取組というのは評価されてよいと思うが、その点についてはどうか。当然このようになれば増えて行くと私は思う。

特別支援教育室長 委員御発言のとおり全国的な傾向として知的障害の特別支援学校の子どもの在籍の数が増えている。それから、我々が把握している限りでは、その入りたいという希望のある子どもについては受け入れている、概ね受け入れているという状況であると把握している。その流れにしたがい宮城県でも平成8年度、いまお話しがあったように希望者は全員受け入れており、その点を踏まえて今回学則を変えようとしている。

小野寺委員 高等部の希望者を全員受け入れるというのは全国的な考えなのか。断って

いるところもあると聞くが、どうか。

特別支援教育室長 少なくとも室で把握している限りにおいては受け入れていると理解している。

小野寺委員 14ページに岩沼と小牛田高等学園の定員が示されているが、今年だと三十数名の不合格者が出ていたが、不合格者が出たのはそれなりの理由があり、あるいは、ちゃんとフォローしていますよという話を室長からいただいて、これは大変ありがたいことだと思っている。ただ、この二つの学校というのは支援学校という名前は付いていないので、やはり支援学校とは中身が違うのだと思う。特に軽度の知的障害の方に職業的自立とか、あるいは就労支援とかを受けているところだと思う。そうすると、こういう状況の中では、こういう学校の必要性は高くなってくると思う。従来から宮城県では、二つでは足りないのではないかと、もう一つぐらいつくったほうがよいのではないかという声はあったのだが、そういうふうな新設というか、それは無理にしても、やはり何らかの形で、こういう需要に対して、要望に対して対応して行く必要があるのではないかという考えを持っている。その点についてはいかがか。

教 育 長 いま御指摘のあった問題については、今日の課長報告の中での「特別支援学校在り方検討委員会からの提言」を先日いただいたので、これについて御説明申し上げることとしているが、実は、その中でも、御指摘のあった点については触れられている。そういった提言を踏まえて、我々はこれからどう対応するか具体的に検討して行かなければならないと考えている。

佐々木委員 この定員を増やすということはもちろん大事なことだと思うが、当然先生の数も増員されることになると思う。特別支援学校に赴任される先生は、その特別支援のために必要な教育課程とか、研修等を受けている先生方が多く行くような、そういう特別研修システムのようなものがあるのか。普通の学校で教えていた指導とは少し違う気がするので、その辺を教えていただきたい。

特別支援教育室長 まず、法的なことから言うと、特別支援学校の教員になるためには、基本的には小学校、中学校及び高校のいずれかの免許を持っているのが前提条件となる。それさえ持っていれば現行法上は問題ないこととなる。ただ、特別支援学校という専門性を求められる学校においては、やはり、それらの該当する免許を持っているということが相応しいであろうと思っている。そこで、いまの県立特別支援学校の教員で何らかの特別支援の免許を持っている保有率で言うと、大体六割である。今後専門性をより高めて行くためには免許の保有率をもう少し上げる必要があるだろうと考えており、それらの教員に対しては学校を通じて、例えば、宮城教育大学等で夏休みに行っている認定講習があるので、それを受講することによって免許状を保有するように働きか

けているところである。

佐々木委員 もう一つよいか。その免許を持っている方、あるいは特別支援学校に赴任される先生には少しでも特別手当のような付加価値が加わるようになっているのか。

教職員課長 現在、特別支援学校に勤務する教員、それから、普通の小中学校でも特別支援学級というのがあり、そこを担う教員については、給与の仕組みの中で調整額というのがあり、本給に少し上乘せをし、人によって額は違うが加算している。そういった形で少し上乘せがあって給与が支給されている。

佐々木委員 もちろん精神的なことも大事であるが、そういう手当を十分にしておいて、そういうことを目指す人達が多くなるような仕組みというのは、とても大事なことだと思う。

小野寺委員 いまそのような話が出たので、少し教えていただきたい。特別支援学校の定数は文部科学省の定数で決まっているのか。それとも、県で決めるのか。それが、一つである。もう一つは、教員採用の場合に特別支援学校そのもので採用はしていない。小中高で採用していると思う。それで、特別支援学校に行くという時には面接か、何かの段階でそうなるのか。その二点について教えていただきたい。

教職員課長 まず、教職員の定数、特別支援学校の定数であるが、基本的に国の標準法の仕組みがあるわけであるが、宮城県の場合はそれに加算というか、もう少し手厚く基準を独自に設けて、標準法よりも手厚く教職員を配置しているというのが実態である。

それから、もう一点あった教員の採用の部分であるが、これはいろいろ考え方があろうかと思うが、現在、宮城県の教員採用においては特別支援学校枠というか、特別支援学校としての採用は行っていない。小学校、中学校、高校という形で採用して、その後の人事異動というか、異動の中で、先ほど話があったが、免許状の保有状況であるとか、本人の適性を勘案して配置している。

それから、先ほど佐々木委員から御発言のあった点でもあるが、特別支援学校に新たに赴任する方については、特別支援教育センターがあるが、こちらで特別支援学校に新たに担当される方の研修なども実施しており、そういった形で研修を受けていただいて、特別支援教育にあたっていただくという形となっている。

小野寺委員 そうすると、宮城が手厚くやっているという部分であるが、例えば、知的の場合に何人増やして、その他で何人増やしているか分からないが、その手厚くしている部分は県単でやっているのか。

教職員課長 国から国庫負担制度があって負担金があるが、これは標準法に基づくものである。手厚くしている分については結果として県の負担という形にな

っている。

佐竹委員 小中高の教員免許を有する方が、それから、なにがしかの特別支援の免許を持っている教員の方が特別支援学校に赴任するとうかがったが、特別支援学校に赴任される時に希望者というか、そういう方々を募って、そして、その士気の高まりというものを図っているのかというところを教えてください。

教職員課長 人事の異動をする際に、作業として個人の調書があり、その中に、希望を、この学校に留任を希望するのか、あるいは、こういうところでやってみたいという、そういう希望がすべて叶うということではないが、そういった希望をとっている。そういったことも参考にし、それから、個人の能力と学校の状況等を踏まえて具体的な配置をしている。

委員長 少しずつ増えていっている中で、その増えていっているものに上手く対応しようとして、規則を次々変えて行くというような行為だろうと思うが、もう少し長期的に見ると、要するに生徒の数がぐんと増える時は設備とかの面でなかなか大きな問題が絡むと思うので、少し長期的な点というか、どんなふうになりそうかというようなことについてのしっかりした予見というものをつくりながら進めるのが肝心なのではないか。そして、今年このようにするのはマクロな計画のどの辺の位置にいるのかという判断をしっかりとしながら、当然していると思うが、やることが大切だと思う。もう一つは、教育委員会に直接関わらないと思うが、ここを出て、実社会に出て行くと、どういう形で社会の人と連携して自立して行けているのか、行けるのか。それが、その人の教育の内容にずいぶん関わってくるのではないかと思うが、その辺の関係を教育委員会はどのくらいフォローするのか、その辺について少しうかがいたい。

特別支援教育室長 まず、一点目の長期的な展望であるが、確かに狭隘化に至った経緯というのはいろいろあるが、まず高等部の生徒数が急激に平成8年度を境にして増えた。我々も予想はしたわけである。推計というものは出したが、ところが毎年入ってくる子どもの数は、その遙か上をいっている。世の中が少子化に進んでいる中で、いずれは減るであろうという見通しを持っていたのもたしかであるが、推計のまた上に行くということの繰り返しであった。言い訳ではないが、全国的に、いま小野寺委員から御発言があったように全国的な傾向であり、各都道府県ではこの問題でいま困っているというのが現実的なところである。とは言うものの我々としても、後ほど御説明するが、在り方委員会の提言を受けて整備計画を策定する時には、その長期的な展望という部分についても踏まえて策定したいと考えている。

それから、卒業後の動向であるが、実は、自慢になるかもしれないが、宮城県の特別支援学校を卒業した多くが、いま高等部まで行くので、高等部卒

業後の特別支援学校の卒業生の動向については、約四割は一般企業に就職している。この数値は全国平均で言うと、私の記憶では確か25、26%だったと思う。それが、40%にとどかんとしている数字であるので、これは、ある意味誇れる数字かなと思っている。この裏には、実は特別支援学校の進路担当の先生を中心に、卒業後に丸二年間は一月ないし、二月に一回は職場を回ってフォローしているというやり方をしており、情報交換等をする、他県ではあまり例がないことである。そういった裏の努力があって、この40%台をキープしているのかなあと思う。離職率ももの凄く低い、そういったことから各学校で一生懸命になってフォローしているということが言えるかと思う。あと卒業後の動向として言えるのは、約六割強が福祉施設で働くという、福祉的就労と言っているが、そういったような大まかな二つに分かれると思う。

委員長　　そういう形で、そういうコースに進むと将来につながって行くということが見えてくると、ますますどうしても増えると思う。だから、そういうことも踏まえてしっかりした対応、それから、最後の話などもしっかりPRして、また新たな仕事場を確保する話などにつなげられるとよいと思うので御協力願いたい。

委員長　　（委員全員に諮って）可決。

第4号議案 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

（説明：教育長）

「県立学校の管理に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、15ページから17ページまでとなる。

17ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回の改正は、「県立高等学校組織編制計画」の実施に伴い、中高一貫教育校として、宮城県仙台二華高等学校と、併設して開設する宮城県仙台二華中学校を別表第一に加えるものである。

なお、改正後の規則は、平成22年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

（質疑なし）

委員長　　（委員全員に諮って）可決。

第5号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

（説明：教育長）

「宮城県立高等学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、18ページから36ページまでとなる。

主な改正点は2点ある。1点は、「学校保健法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、出席停止に関する文言の改正を行うものである。

もう1点は、7月の教育委員会において御報告した「県立高等学校組織編制計画」のうち、平成22年度の学科改編等の実施、及び平成19年度から21年度の県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行による収容定員等の改正である。

具体的な内容については、19ページの資料で御説明申し上げます。

2の改正の概要を御覧願いたい。

(1)の出席停止に関する文言の改正については、「伝染性疾患」を「感染症」に改めるとともに、ひらがなの表記を改めるものである。

(2)の県立学校条例の改正に伴う学校順の変更については、本吉町と気仙沼市の合併に伴い、県立学校条例で定めている学校の順と整合を図るために、本吉響高等学校の掲載位置を、合併前の本吉町の位置から合併後の気仙沼市の位置に変更するものである。

(3)の平成22年度県立高等学校組織編制計画関係については、再編統合を行う白石高等学校と白石女子高等学校、塩釜高等学校と塩釜女子高等学校、共学化を行う仙台第一高等学校、仙台二華高等学校、仙台三桜高等学校、臨時学級増を行う泉高等学校、柴田高等学校、学科改編を行う黒川高等学校、石巻北高等学校、及び単位制に移行する石巻好文館高等学校、分校の移転となる飯野川高等学校十三浜校を石巻北高等学校飯野川校について、それぞれ所要の改正を行うものである。

(4)の収容定員の変更及び閉校、廃止については、平成22年度県立高等学校組織編制計画に基づく第1学年の収容定員の設定、並びに平成19年度から21年度の県立高等学校組織編制計画の実施に伴う学年進行による第2学年、第3学年、及び定時制課程の第4学年の収容定員の変更を行うものである。平成21年度と比べ、合計560人の減となる。

また、すでに募集を停止している飯野川高等学校、田尻高等学校、及び白石高等学校定時制課程が、学年進行により閉校及び廃止となるため、それぞれの項を削除するものである。

なお、改正後の規則は、2の(1)、(2)は公布の日から、2の(3)、(4)は平成22年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第6号議案 県立中学校学則の一部改正について

(説明：教育長)

「県立中学校学則の一部改正について」御説明申し上げます。

資料は、37ページから39ページまでとなる。

39ページの新旧対照表を御覧願いたい。

一つは、第5号議案と同様であるが、「学校保健法等の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、第9条の生徒の出席停止に関する文言について所要の改正を行うもので

ある。

もう一つは、宮城県仙台二華中学校について、中高一貫教育校として宮城県仙台二華高等学校に併設することから、別表に加えるものである。

なお、改正後の規則は、第9条の文言修正の部分は公布の日から、宮城県仙台二華中学校を加えることについては平成22年4月1日から施行することとしている。

よろしく御審議を賜るようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

10 課長報告等

(1) 特別支援学校在り方検討委員会からの提言について

(説明：特別支援教育室長)

「特別支援学校在り方検討委員会からの提言について」御報告申し上げます。

御案内のように、県立特別支援学校では、知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による狭隘化の問題や中学校卒業後の軽度知的障害生徒のための高等学園が不足しているなど、教育環境面で様々な問題が顕在化している。

そこで、県教育委員会では、県立特別支援学校の今後の望ましい在り方について検討するため、有識者等による「特別支援学校在り方検討委員会」を設置し2年間にわたり検討していただいた。この度、本委員会からこれまでの議論を集約し、喫緊の諸課題の解決を図るハード・ソフト両面にわたる対策を提言としていただいたので、報告するものである。

それでは、提言1ページを御覧願いたい。

1の「はじめに」は、今申し上げた提言に至る経緯について記述されている。

次に、2の「現状と課題等」について御説明申し上げます。

1点目は、現在の幼児児童生徒数であるが、知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加が顕著であること。とりわけ高等部生徒数の増加が顕著であること。その傾向は、光明、名取、利府支援学校の仙台圏3校の外に、石巻、山元支援学校でも見られること。また、知的障害以外の特別支援学校は、横ばいか微減傾向にあることが述べられている。

2点目は、在籍児童生徒の実態変化として、知的障害特別支援学校では、自閉症を併せ有する児童生徒の割合が増加していることなどが述べられている。

3点目は、今後の児童生徒数の推移について、知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加傾向で推移し、それ以外の特別支援学校では、横ばいもしくは微減傾向で推移するということ。

4点目は、高等学園が不足しており、高等学園に進学できない生徒が毎年多数出ていることが課題であると述べられている。

5点目は、仙台圏域の知的障害特別支援学校では、特別教室等の普通教室への転用やプレハブ校舎増築等に対応してきたが、教室不足は解消されず、「教育環境上の諸問題」が生じていることが述べられている。

そこで、委員会では、こうした現状と課題等を踏まえ、ハード・ソフト両面にわたる教育環境整備に係る対策を提言するとしている。

それでは、その具体的な提言内容を御説明申し上げます。

提言４ページの３の「教育環境整備（ハード面）」を御覧願いたい。

指針として２点示された。１点目は、狭隘化等、喫緊の課題を最優先して、根本的に課題解決を図り、順次計画的に整備を推進するということである。二つ目は、県財政状況も踏まえ、県有財産を有効活用した教育環境整備対策も考慮するということである。

方向性としては、３点である。１点目が、適正規模に基づいた教育環境を整備すること。２点目が、軽度知的障害生徒の中学校卒業後の進路先を拡充すること。３点目が、複数の障害に対応した併置型特別支援学校の設置ということである。

この方向性を受け、狭隘化等喫緊の課題解決のための根本的対策として３点挙げている。１点目が、仙台圏域に知的障害特別支援学校を新設すること。２点目が、県北東部地区に高等学園を新設すること。３点目が、特別支援教育センターの跡地を活用するということである。

そして、特別支援学校の更なる充実のための対策として、山元支援学校及び石巻支援学校の増改築の外、知的障害以外の特別支援学校に知的障害部門を併置する対策も挙げている。

なお、これら諸対策とともに、必要に応じて小・中学校及び高等学校への分校・分教室の設置についても検討すると述べられている。

続いて、４の「教育環境整備（ソフト面）」での提言について御説明申し上げます。方向性として、１点目が一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図ること、２点目は、特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能の充実・強化ということである。その対策については、「個に応じた教育の更なる充実」という視点と「センター的機能の充実・強化」という視点からの提言が出ている。

県教育委員会としては、年度内に具体的な整備計画を策定する予定である。

以上のとおり御報告申し上げます。

（質 疑）

佐々木委員 提言の７ページのところにメンバーの方が出ているが、こういう検討委員会にいわゆる障害者の方とか、あるいは、その御父兄の方の代表とか、意見を聞くような仕組みはあったのか。

特別支援教育室長 ９名のメンバーではあるが、そのうちのナンバーで申し上げますと４番及び７番の方が所属・職名を御覧いただきたいが、宮城県特別支援学校PTA等連絡協議会長、副会長という、この方々は障害のある、いま既に特別支援学校に入っている子どもの保護者である。であるから、このお二人が保護者代表ということで御意見をいただいた方である。

小野寺委員 去年から在り方検討委員会でいろいろと協議されているのだが、設置要綱の目的を見ると、今後の在り方について検討するとなっている。これでよい

と思うところはあるが、この提言がどのように活かされてゆくのか、その辺が非常に大事でないかと思うが、いかがか。

特別支援教育室長 説明の最後に申し上げたが、この提言を受けて県としては整備計画を具体的に策定すると、まあ提言を受けて、それをどこまでくみ取れるか、財源的な問題もあるが、そういうスタンスである。

小野寺委員 この提言を受けて、例えば、室で検討するということでよいのか。

特別支援教育室長 いえ、これは県教育庁の総意として整備計画をつくるというふうに御理解していただいてよいと思う。

小野寺委員 それが今年度中ということか。

特別支援教育室長 そのとおりである。

委員長 質問を一つよいか。仙台圏域の知的障害特別支援学校の新設について一番上にうたわれているが、これは、基本的には県がやるべき仕事なのか。仙台市との役割分担みたいなものは何かあるのか。

特別支援教育室長 特別支援学校の設置義務については、学校教育法の第80条に都道府県に設置義務があると明確に書かれている。であるから、法的なものを素直に解釈すれば第一義的には宮城県でやるということになると思う。ただ、仙台圏の三校となると、光明、名取、利府支援学校があるが、例えば、光明支援学校に学ぶ生徒の住まいはすべて仙台市である。そして、今年度で申し上げると名取支援学校に学ぶ子どもの65%は仙台市に住んでいる子どもである。利府支援学校は30%である。そうすると、設置義務は県にあるということも十分踏まえながら、仙台市にもやはり御協力をいただく部分もあってよいのではないかというような、私の室長としての意見である。そんなふうになっている。であるから、提言にもあったなお書きの部分であるが、分校・分教室ということについては、どこの市町村とは書いていないが、その方向としては仙台市あたりも候補にあがってこようかと思う。であるから、仙台市とは今後こういった面で御協力がいただけるのかについて、やはり詰めて行かなければならないと考えている。

委員長 仙台市は自らの教育委員会の中で、この問題で困っていて、何か県に話をしたいということは特にないのか。

特別支援教育室長 平成16年度から狭隘化の状態が目立ってきて、仙台市に対しての話し合いの申し入れはやってまいった。それは、ほとんどの場合、こちらから仙台市のほうへの話しかけという形をとっており、仙台市からこちらへの話しかけというのはあまり無かったように、私が知る範囲では、そのように思っている。

小野寺委員 委員長が発言されたが、宮城の教育というものは、やはり県と政令市である仙台市が連携して行かないといけないと思っている。それで、確かに法規上はそうなっているのかもしれない。あるいは、鶴谷が仙台市では満杯でこ

れ以上広がらない。法規上はそうなっているかもしれないが、例えば、他の政令市の状況を見れば、けして法規上そうなっているというふうなやり方ばかりではないと聞いている。政令市でつくっているような例はないのか。私が言いたいのは委員長と同じかなあと思う。そのところである。やはり一緒になってやって行くということが大事ではないかと思う。

特別支援教育室長　　いまの御発言のとおりだと思う。設置義務は県にあることを踏まえながら、やはり仙台市と県はいい意味での関係を築いて行かなければならないということで、我々としては、どういったことで御協力をいただけるのか、ここまでは仙台市で負いましょう、ここからは県でやりましょうという棲み分けというか、その辺のことが仙台市と話し合いを行ってゆかなければいけないと考えている。

委員長　　基本的には仙台圏域に、そうした支援学校を新設ということが大変急がれているということであるので、しっかりした協議をする仕組みをつくって、行政の何というか、縄張りの話を越えて、そのようなお子さんを持っている御父兄のためにどうしたらよいかという話を進めないといけない。

小野寺委員　　それが優先されないといけないと思う。

委員長　　どういう方法がスムーズにそういう協力関係をつくれるのか検討していただき、教育委員会が何か役割を果たせるのであれば協力をしたいと思う。検討願いたい。

議会などでも議員からかなり質問があるテーマである。であるから、今回特に急に増えているので、対応が遅れているのは多分間違いがないと思うが、いつまでプレハブなんだという話がよく出ている。そんなことに対してしっかり取り組み、先ほどの県が取り組んでよい面などをしっかりPRしながら先に進めていただきたいと思います。

佐竹委員　　特別支援学校の話であり、話がずれるのかもしれないが、宮城県には児童養護施設がいくつもある。その中に入所している子ども達はほとんどが障害を持っているとうかがっている。県ではそちらに補助金を出しているということも前にうかがっている。その学校は仙台市にあるのだが、仙台市からは補助金がどうなっているのかとか、そういったことに関して、その特別支援学校にしても、児童養護施設に関して、どのような連携をとっており、どれだけ県で把握しているのか。それをうかがいたい。

特別支援教育室長　　児童養護施設については所管が保健福祉部になるので、そのことについてまで、私どもでは把握しかねている。ただ、学校については、例えば、大変失礼であるが、どういったことなのか具体的に御指導いただければ。

佐竹委員　　仙台市にある児童養護施設からほとんどの子ども達が特別支援学校のほうに行っているということで、結局仙台に無いので、名取とか、利府とかにやらなければならないというのが非常に大変だということも聞いたし、その意

味で先ほど委員長がおっしゃったように仙台の中での施設の開設は必須なのではないかと思う。県から仙台市に働きかけていると思うが、いま話をうかがい、そうなのだということが分かったが、もうちょっと密接に前に向かうようにしていただくと、そういう子どもたちが救われるのではないかと思うし、今後につながるのではないかと思う。どれだけ支援学校に来ているかという把握は福祉のほうになるわけですね。

委員長 その辺はとても重要である。同じ子どもが、こちら側の福祉の側から見ている場合と、教育の側から見ている場合があるということが、いまの話の中にある。

佐竹委員 特別支援学校となると、どうしても学校という教育委員会の枠はそうであるが、福祉のほうとの連携というのも非常に私は切れないものがあるのではないかと考えており、ぜひ両サイドで話し合っていたり、連携をとっていただくと、子ども達が、児童養護施設というのは本当に可哀想な子ども達がいるので、なおもその教育の場に参加できるのではないかと思うし、ケアができるのではないかといつも常々思っていたのだから。よろしくお願ひしたい。

教育長 いまの問題は、県のレベルで言えば、かたや教育委員会、かたや保健福祉部という、国のレベルで言えば、かたや文部科学省、かたや厚生労働省というふうな行政の縦割りの中でなかなか実態として上手く連携がとれていないという部分があるのだろうと思う。やはり、その辺を、今後大いに壁をできるだけ取り払って、一体的に子どもに対応できるようにやって行かなければならないだろうと考えており、今回、名取市に教育・福祉複合施設をつくるわけであるが、それも、そういった視点が入ったの試みであるということが言えるのだと思う。私としては、その教育と福祉の連携ということは非常に重要だと思っており、いまお話しがあった特別支援学校と児童養護施設、それから、幼稚園と保育所のつながりを意識的にやって行かなければいけないと思っている。

委員長 とても重要な話で、縦割りの話ではなく、その子どもに即した、子どもの視点でもって、その子どもを支えて行く仕組みというのは多分検討されてよいと思うので、ぜひ他の部局との連携を上手くとっていただいて、いま言ったような方向を模索していただきたい。

(2) 平成22年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)について

(説明: 高校教育課長)

「平成22年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(9月末現在)について」御報告申し上げます。

資料の2ページを御覧願ひたい。

今年度の高卒者の就職状況は、求人数が大幅に減少し、極めて厳しい状況である。9月末現在の本県高校卒業予定者の就職内定状況は21.4%で、前年同期よりも12.7ポイントと大きく低下している。

月間の受験者数を見ると、就職希望者全体のうち9月中に就職試験を受けた生徒は68.5%にとどまっている。受験したうちで合格した生徒の割合は31.2%であったが、県内に比べて県外を受験した生徒の合格率が高い状況になっている。

以上が、9月末現在の就職内定状況になるが、宮城労働局によると、今年度の新規高卒者に対する求人倍率は、8月末時点で0.61倍と、前年同期に比べ約半減しており、今後も大幅な増加は見込めない状況である。

県教委としては、生徒の希望範囲を県内から県外まで広げる。あるいは、職種についても幅広く挑戦するよう、生徒との面談を通して考えさせるような指導をしていきたいと考えている。

また、労働局や知事部局と連携し、いろいろな支援事業を展開し、一人でも多くの生徒の就職希望を達成したいと考えている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 やはり高校を卒業して就職という選択をされる方は、地元で、自分のこの地域で生活して行きたいと考える方が多いのではないかと想像するが、そうしてみると、県内での就職の内定率というか、県外への流失が増えているというのは、やはり大きな問題ではないかと思う。県内で適切な就職先が見つかるような働きかけは、どのようなことを行っているのか。あるいは、職場の開拓というようなことについて、どのような方策を考えているのかをうかがいたい。

高校教育課長 職場の開拓ということで、今年は5月から特に就職の希望の多い学校に対して、キャリアアドバイザーということで、企業のOBなどを配置し、専門に企業訪問と新しい求人開拓に努めていただいている。また、10月からはすべての高校に配置をひろげ、就職の希望者が少ない学校であっても決まらないということがあるので、就職の職場開拓のてこ入れをしたところである。ただ一方で、県内の企業については、東北各県の高校生が、仙台を目指して、あるいは宮城県を目指して来るので、競争も激しいということも一方ではある。そういった中で、なかなか県内の希望があっても、決まらないという状況もあるということであり、そういったことも含めて少し幅広く仕事の内容、あるいは勤務先を考えて行くという指導も必要だと考えているところである。

佐々木委員 いまの回答からすると、私が想像していたのは、就きたい職場が少ないからなのかなあと、つまり経済状況が悪くなったために職場が減ったためだと想像していたが、そうしてみると県内の高校卒業生の募集のトータルの職場

数が減っているのではなく、よその県にはっきり言えば食われているような形、要するに競争力で負けてしまって、県外に流れて行っているという状況もあり得るといふ、そういう考えなわけであるね。そうすると、例えば、高校での就職に向けた支援策、例えば、就職される方達への就職のためのいろんな教育的な配慮とか、対策がまた別に必要になるように思う。その辺はいかがか。

高校教育課長 求人自体は、8月末現在で前年の同じ時期に比べると、0.61倍ということになっているので、求人そのものもかなり減っているということがある。併せて、他県の生徒との競争があるという現状であるので、両面があるのかなあと思っている。そういった中で、競争力を高めるという面が大事であると考えており、これまで就職のためのセミナーを教育委員会が主催して何回かやっている。今後も、11月から12月にかけて就職がまだ決まっていない生徒を集めて、就職対策のための、面接のやり方であるとか、マナーアップのための講習であるとか、いろいろな形で、セミナーを行うことにしている。

それから、労働局、あるいは県の知事部局と共催で就職のための合同面接会を、10月、11月に、それから、1月、2月にも実施をして、チャンスが少しでも多くするという取り組みで行くことにしている。

小野寺委員 やはり出口の問題として、こういう問題が起きるといふことは本当に気の毒である。十数年前の就職氷河期よりも厳しいような雇用環境なのであろう。やはり、出口で自分たちの希望をなかなか叶えられないといふことは本当に気の毒であり、全体として見れば社会的な損失である。さっきの話ではないが、教育だけの問題ではなく、先ほど課長が発言したとおり、そういう努力はされており、毎年、教育長等が経済団体をお願いをしているわけだが、そういうことも更に取り組みでいただくことが必要なのかなあと思う。そうではないと見つからないのかなあと思う。

勅使瓦委員 県内の高校生と県外の高校生の宮城県内の就職内定者の年度ごとの比率というは大體分かるのか。県外者が何%ぐらい入ってきているのかなどというのは分かるのか。

高校教育課長 県外の生徒が、どのくらい宮城県に就職しているのかというデータは手元にはちょっとない。労働局に問い合わせてみたい。

委員長 どういうふうになっているのか。僕も大変興味があるので、特に、このもっと前の、何年か前の、いまに次ぐくらいひどかった時期の時に結果としてどうなったのか、つまり、就職できなかったのが何割で、その何割の人はどんな状況にいて、いつ職に就けたのかというような、少し過去を振り返ったような流れをはっきり把握した上で、本当に何か出鼻をくじかれて大変気の毒なのだが、なるべく良い形で、次のステップをむかえられるようにするに

はどうするのかといったようなことを，教育委員会の仕事かどうか分からないが，予備校みたいな感じになってしまうが，何か，次のステップに行くために，採ってくれる人がいない場合にどうするのがよいのかという辺りの考え方があってもよいかなあという気がする。こんなにひどいのだとすれば。

佐々木委員 先ほどの就職のための研修みたいなものが，11月にというふうにかがった気がするが，それでは，来年の就職を希望される方に向けての研修会は11月でも分かるが，例えば，4月とか，5月頃にそういう会があってもよいような，他の県の子ども達に比べて不利益にならないように，少しでも有利になるような形で，少し手を差しのべるといような，次の対策が必要かなあと思う。

高校教育課長 まず，前回，大変就職が厳しかった時の情報に関しては，労働局，あるいは知事部局と一緒に情報収集にあたりたいと思う。なお，両者と今後具体的な対策をさらに検討して行くということで話し合いを進めることにしている。

それから，生徒に対する教育委員会としての，いろいろなアドバイス，指導であるが，7月，8月にかけても何回かやっている。それを受けて，9月，10月の試験，それを踏まえて，11月，12月というようなことで考えている。

それから，就職面接会，労働局と知事部局と一緒にの面接会であるが，10月から11月にかけて，三回やるということにしている。その中で決まる子どもも出てくると思うし，さらに駄目だった場合には年明けもということ準備をしている。

勅使瓦委員 質問ではないが，就職の求人倍率がどんどん低くなってくると，やはり企業側としては何を見るかということ，いろんな面接や何かでの人柄も当然あるのだが，ちょっとした面接ではなかなか分からない。そうすると，学校の成績とか，見るところというのは，あとは出席率，この辺が最大のポイントとなってくるのだと思う。ほとんどの企業，大企業，中小企業も含めて。それで，一時期，企業が人を採りたくても採れない時期は，ほとんどどんな生徒でもというか，どんな人でも採らざるを得なかった時期があるが，実は，この時期に，例えば，会社に入って最低限の基礎的な学力という部分は，社会に出て必要な学力というのは，足し算やかかけ算，割り算は，電卓を使ったり，パソコンを使ったりするので，あまり暗算でできなくてもよいが，ただ分数だとか，小数点だとか，そういった部分の理解ができていないと，なかなか社会に出て難しい。そういう理解ができないと。分数を小数点に直すとか，パーセントに直すだとかができないと。現実的には，こういうことができない高校生もゼロではない。こういう生徒を採用することによって，企業側では，そこからもう一度教えなければいけない。あとは，極端になるとアルフ

アベットが書けないという生徒も実はおり、当然社会に出てくると、そういった読み書きだけではなく、アルファベット、要は記号で並べて品番をついているものが非常に多いので、そういったものを読んだり、書けたり、聞いて書けたりということぐらいができないと、なかなか難しい。こういう求人倍率がどんどん低くなってくると、やはり、どうしても成績の良い生徒、あとは成績の良い学校から多分就職の内定率が高いと思うが、そういった傾向というのは出てくると思う。だから、そういう部分を見ると、やはり、全体の教育のある程度のレベルというか、底上げということをして行かないと、なかなか県外の高校生に負けていってしまうというか、押されて、どんどん中央のほうに行かなければいけないという形になってくるのだと思う。だから、やはり教育のところをしっかりとやらないと、就職もなかなかできなくなってくるというような現状もあるかと思うが、そういったところを世の中とか、いろいろ大企業、中小企業を見てきて、そんなふうな感じにしていたのでお話しした。

委員長 勅使瓦さんに少し聞きたいが、僕はずいぶん景気の良い時期に会社を28年ぐらいやった。その時に高校生は採っていないが、ある人を採る時にいくつかあり、その中で、いまの学力みたいな話が片一方にあって、片一方にはいまみたいに景気が悪くて、高い給料が払えなくなると、地元の子どもというのは低い給料でも生きていけるといえるのか、親元に近かったりするのだから、生きていけるといえるのかという有利な条件がきっとあるのではないかと思う。意識して地元を採ることが最近はないものかどうかというのと、いまの状況は非常に低いけれども、僕らがやった経験でいうと、なかなか良いやつに、僕らは何十人と採るのではなく、本当に一人ぐらい良いやつを毎年探そうとしているので、なかなか巡り会えずにいると、落ち穂拾いみたいに、いろんな大企業を受けたが駄目だったというような中に、うち向きのとっても良いやつがいたりするということがある。同じように、落ち穂拾いを待っている企業というのが、まだある気がする。そういうところに、適切に良い人材を送り込んで行く仕掛けというのは、なかなか特殊技能だと思うが、工夫できないか。その辺はどうか。それは時代が違って今では無理か。

勅使瓦委員 まず、高校生で現時点ではちょっと難しいと思う。やはり、遠くの子どもよりも近くのほうが総合的にお金がかからないので、そういう部分で近くから通ってくれる、中小企業に関しては、そういった地元の生徒のほうが採りやすい。ただ、どうしても最初に9月までの就職内定率となると、やはり、中堅よりも大きい企業がほとんどになる。中小、零細に関しては、それ以降というところでどうしてもなる。求人票を出しても、中小、零細には9月末までは受験にまず来ない。というのが現実なので、大体、中堅、大手さんを受験して失敗した子どもが、その後、10月、11月、12月という形で中

小，零細のほうに回ってくるという形である。当然そういう形であるので，もともと，その中小，零細の，もともとそういった仕事をしているところに入ろうというのを目指してきているのではないので，当然就職して三ヶ月とか，半年とか，一年で離職する確率も高くなっていくというのは，一つの要因として出てくると思う。

委員長 僕がやっていたのは零細企業だけれども，それでも，大手よりはプライドが高くて，仕事している人は，いっぱいいるよね。そういうところの良さというのを若い人達に分かってもらう仕組みというのも大切かと思う。でっかいところがいいというのだけでなく，自分に合うところ，ある人材を求めているところというのをマッチングさせるということが，とても重要な気がする。

勅使瓦委員 ただ，どうしても宮城県内の場合は，中小，零細と言っても，きちんと独立をして自分のところの技術だとか，そういったものを持ってやっている会社と，あとは，ある程度中堅クラスであっても，いま宮城県に出てきているトヨタさんを始め，そういった企業の下請けをやっている企業とでは，やはり内容が全然変わってくる。当然いまのような現状であると，製造業という部分を見たときには，宮城県内では，なかなか宮城県内に本社を持って，宮城県からスタートしてという企業は非常に少ない。となると，関東とか，向こうのほうから来たところにくっついて元々仕事をしているところが多いので，そういったところについては，どうしても大手さんを受験して，その後というところが当然出てくる。

委員長 まあ，要するにメーカーを中心にして議論するとそうなるが，メーカーがない，僕らがやっていたのは計画とか，設計をする仕事だから，一種のサービス業である。世の中の動きは一次産業から二次産業，三次産業に移行しているわけであるので，東北で，仙台辺りをベースにして何かを考えると，個性ある三次産業というか，その育成というのはとても重要であると僕は考えている。そういう意味で，そういうところに目を向けられる，そういうところの良いところを探す仕組みとか，そういうところに目を向けて，自分を将来伸ばしてみようとかと思う子どもを育てようとか，その辺りも教育としては重要かと思う。多分21世紀は圧倒的に三次産業が多くなるのだと思う。ものづくりは基本で大切であるが，一次産業が大切なのに同じように二次産業は大切だけれども，大方の人は，その三次産業に移って行く。その中で地元の雇用をどうするかというのを考えるというのを，どう工夫するのかと思っている。まあ，勉強不足なので舌足らずの話になったが，何とかしないとイケない。やはり，いままでどうなってきたのかというのを少ししっかり押さえた上で，何か対応策を考えるということが大切ではないかと思う。私は協力できることは協力したいと思うので，どうぞよろしくお願いしたい。

- 佐々木委員　もう少しよいか。キャリア教育の中で、もちろん大きな企業に勤めるとい
う意識も大事であるが、大村委員長がおっしゃったような形での、自分で起
業して行くような精神を一人一人の子ども達に育てて行くような教育の形が
あってもよいかと思うので、これは大きな、長期的な、いろんな人達がやっ
て行かなければならないことだと思うが、そういう自分で何か一つの仕事を
作り出して行くような夢を持たせるような、そういうキャリア教育を少し取
り入れていただきたいと思う。
- 委員長　何とか卒業生に夢を持たせられるとよいね。
- 佐竹委員　先ほどから就職率が非常に低いということで話をうかがっているが、委員
長の御発言と多分重なるのかと思うが、就職できないでいる子ども達のその
後のケアということに関しては、どのようになっているか把握しているか。
- 高校教育課長　高校を卒業して6月までは、卒業生であっても、その卒業した高校で対応
するように各高校に指導している。ただ、その後については、ハローワーク
で対応してもらおうということで、労働局をお願いしているという現状である。
ただ、それについても今後のフォローアップという面では、さらに対応が必
要な課題だと思っている。
- 佐竹委員　この表の中は3月までの就職率になっている。であるが、その6月までフ
ォローアップした時に、どれだけの就職率が出てくるというのは把握してい
るのか。
- 高校教育課長　記憶で申し上げると、三桁、百人まではいかないぐらいの数が就職してい
ると思う。
- 佐竹委員　その間にか。
- 高校教育課長　そうである。ただ、就職できない生徒が三百から四百近くいるので、そう
いった中では少ないほうだと思う。3月末現在に比べ、割合で申し上げると
約2.5ポイント内定率が上がっているという状況である。20年度の3月
末であると92.5%だったが、6月末だと95%となっている。
- 委員長　このようにひどい時にはフォローの仕方というのは、どこの分野の仕事に
なるのか悩ましいが、やはり我々としては応援しないといけないかもしれな
い。
- 佐竹委員　その就職できないでいてしまう子ども達に対しては、やはり、このような
職業訓練のような学校を紹介しているというようなことなのか。そのような
指導は行われているのか。
- 高校教育課長　6月までに決まらない生徒について、その後まで個別の高校が指導すると
いうことではなく、学校の手を離れて、ハローワークのほうでいろいろな形
で対応してもらおうということにしている。そういった中で、4月以降の6月
から7月にかけては、新しい三年生の就職に向けての取組が始まるので、そ
こはやむを得ないと考えている部分もある。

なお、先ほど夢を持たせるようなキャリア教育というお話があったが、そういった形でさらに高校におけるキャリア教育の改善に努めてまいりたい。また、御報告できるのであれば御報告させていただきたい。

(3) 新型インフルエンザに係る対応等について

(説明：スポーツ健康課長)

「新型インフルエンザに係る対応等について」御報告申し上げます。

新型インフルエンザによる学校での感染が広がっており、臨時休業措置をとった学校数が増加している。

臨時休業措置をとった幼稚園・学校については、資料のとおりであるが、200校を超える学校数となっている。

今後は、引き続き学校でのサーベイランスを強化し、臨時休業措置などの新型インフルエンザ対策に適切かつ速やかに対応できるよう指導してまいります。

次に、「宮城県立学校等における新型インフルエンザ対応マニュアル改訂版」の策定について御説明申し上げます。

今回、宮城県新型インフルエンザ対策本部が、現在の新型インフルエンザに対する基本的方針及び具体的な対応方法を整理した「新型インフルエンザ宮城県対応指針2009」を保健福祉部を中心に策定した。その対応指針に沿ったものとなるよう、また、各学校における現行の弱毒性の新型インフルエンザの対応に見合う内容となるよう改訂を図った。

従前のマニュアルは、強毒性の新型インフルエンザを想定した内容となっていたが、今回は、それを改めたものである。また、県教委等への報告事務の具体的対応の変更等をまとめたものとなっている。

最後に、今後も学校でのサーベイランスを高めながら、新型インフルエンザの感染拡大を少しでもくい止めることができるよう取り組んでまいるとともに、最新の情報や手洗い、うがいなどの予防対策等について各種会議や研修会等で、これまで以上に周知、指導を徹底して行い、一層の感染拡大防止に努めてまいります。

また、前回の教育委員会の中で櫻井委員より御提言をいただいていた学校医と連絡を密にすること、それから、学校保健委員会の活用を図ることについては公立高等学校長会議及び本日開催している養護教諭研究協議会の席上で、あらためてお願いをさせていただいている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

(4) 無形文化遺産「代表一覧表」への記載について

(説明：文化財保護課長)

「無形文化遺産『代表一覧表』への記載について」御報告申し上げます。

先月の30日に文化庁において、ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づいた「代表一覧表」に日本が提案した重要無形文化財や重要無形民俗文化財13件が記

載されたことを公表した。その中に宮城県の「秋保の田植踊」が選ばれたので御紹介申し上げます。

「秋保の田植踊」は、仙台市太白区秋保町にある馬場、長袋、湯元の3地区に伝わる田植踊であり、昭和51年4月に国の重要無形民俗文化財に指定されたものである。

この踊は年の初めに行う豊作祈願の芸能で、写真にもあるとおり早乙女が十数名で田植踊を演じるものである。そして、弥十郎と称するおどけ役2名に弥十郎に付き添ってその場を盛り上げる鈴振りと称する役2名が加わり4名で構成する。それぞれの役はいずれも小中学生の子どもが演じる形となっている。この踊は東北地方の同形の踊の中でも、振りの華やかさや古い歌舞伎の影響を受けた舞の形態からその典型とされている。

なお、東北地方からは「秋保の田植踊」のほかに岩手県花巻市の「早池峰神楽」、秋田県鹿角市の「大日堂舞楽」の2件も同時に選ばれている。

県の今後の対応については、資料に記載のとおり「秋保の田植踊」の伝承用映像の作成、伝習ワークショップの開催など「秋保の田植踊伝承活性化事業」を展開してまいる。また、仙台市においても資料に記載している関連事業が行われることになっている。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質疑なし)

11 その他

教育長 前回の教育委員会において、県立高校将来構想審議会の検証の在り方検討部会のメンバー構成について懸念がある旨の御意見を何人かの委員からいただいて、そうした状況を私から審議会の荒井会長にお伝えをすることにしてきた。先月末に荒井会長にお会いし、こちらから会長に対して、そうした委員会での模様をお伝えし、意見交換を行った。結論的に申し上げますと、荒井会長としても各委員の御懸念については理解できるということで、今後、この検討部会で議論を進める中で具体的に共学化に関係した論点を俎上に載せる段階になった際には、その議論への参加を遠慮してもらおうという形で公正性に疑念を持たれることがないように対応するという話があった。

以上のとおり御報告を申し上げます。

佐々木委員 はっきり言えば、私にはなはだ何か、鉄道の事故調査委員会の問題が確かあった。かなり朝日新聞等でも一面報道で取り上げられていた。JRのOBが検証委員会に入っていたことについて、凄く大きな問題になった新聞を見て、正にこれと同じことだと私は強く思ったので、あの時に私が懸念し、また申し上げたことは、きっとこの記事を読まれた、この事件を知った方々は、みんなそのことに思いあたって、これはまずいと。やはり普通の感覚ではないと思われたその委員を含めるといことは、やはり適切ではないと、みなさん納得いったのではないかと。私は逆に安心してあの記事を見て、やはり、これは普通の感覚だったらあり得ないことなのだと思った。そのような形で

対応するのは、その問題の重要性というか、一般の人達の感覚を十分理解していないしではないかと思う。その部分だけ除くというような、はっきり言えば、大変失礼であるが、姑息的な表面をちょっと濁すような対応をしては、いまの時代の人々の要請にはとても対応できないと私は思う。その先生の能力がどうか、個人的な問題を言っているのではなく、そういう立場の方を検証の中に加えるということ自体が不適切という話が出ているので、その部分だけを除きますという表現をして、そこを通り過ぎるというのは、とても不誠実だと私は思う。あのニュースを見た時に、正に変だなと思ったので、これは、どなたに聞いても不適切だと考えるにちがいないと私は思う。

教 育 長 今度設けるこの検証の在り方検討部会は、この部会自体で検証作業を行うということではなく、来年度以降具体化する検証に向けて、それをどういった形で検証をやって行くのがよいのかという、その検証のスキームをこの部会で作ってもらうことを予定している。この検証の中身としては、大変多岐にわたるものであり、従来の県立高校将来構想で取り組んできた様々な県教育委員会としての取組、共学化も含まれるが、その他の開かれた学校づくりや、あるいは直接、県立高校将来構想に基づくものではないが、入試に際しての全県一学区化の問題、そうした様々な論点を俎上に載せるということであり、そうした議論を進めるには、やはり学校現場をよく分かっている方に加わっていただくということは、どうしても必要だろうと思っている。そうした意味において、現在の高校の校長協会の会長という立場にある北島委員に入ってもらいたいというのが会長の意向であり、その中で、この共学化問題に関しては、前回、佐々木委員をはじめ何人かの委員から、北島委員が入ることによって御懸念を持たれるのではないかという話があったので、その点については荒井会長も、それは分かりましたということで、議論の過程の中で、そうした問題を排除しますという話をいただいたわけであるので、私は、そうした各委員のお考えは十分伝わっていると思う。

佐々木委員 在り方の検証のための方策を決める委員会だから、どなたがやってもということではなく、最も大切な方向付けなり、その視点なりを決める大事な委員会だと私は思う。具体的には、その各部会がやるような形が出てくるのか、あるいは、あらたに事項、事項についての検証委員会ができるのか、それは分からないが、一番大事な、例えば、民主党が政権をとって、例えば、教育をどういう方向にするのか、自民党が政権をとってどういう方向にしようとするのかという大きな、具体的には、文科省の各部局がするにしても、最も大事な方針なり、その項目なり、検証の内容、方向性、あるいは、その検証をする人選から、すべて、その委員会のところから出発するのに、その出発点のところに、最も積極的に推し進めてきて、いまでもそれを実現しようとし

ている学校の校長先生，そして，しかも高橋高校教育課長のように熱心に共学化に取り組まれた，その当事者を，その中に入れておくということは，もう出発点から公平性を欠くという印象が明らかに見られてしまうという，この間も申し上げたが，あえてもう一度言わせていただきたいと思う。そのような人選をしているようであれば，本当に県民の方々から教育委員会はどのような考えでいるのかと疑われると私は思う。あれだけ宮城県の教育が新聞等で騒がれたぐらいに，県民の皆さんの注目も浴びたと思うし，いろんな混乱をしたと批判をいただいたので，それは，やはりきちんと公平性のある透明な状態で対応して行けるような出発点をつくるのが，私は適切ではないかと思う。その共学化を推進する，あるいは，それを見直すとか，いろんな意見があると思うが，ある意味非常に色の付いた委員が入っているということは，もう不誠実だと思う。

教 育 長 先ほども申し上げたが，北島委員については，高校現場の状況を一番よく分かっておられる立場の方ということで入ってもらうという意味だろうと思っている。そういった立場からいろいろ意見を言ってもらう中で，私は，北島校長は仮に共学化の問題が議論になったとしても，我田引水の議論をされるような方ではないと思っているが，しかし，第三者から見れば，そのような議論をするのではないかという懸念が持たれることは否定できないということで，前回の委員会における各委員の御指摘も，それは理由があるだろうと思っており，したがって，それを荒井会長に伝えたわけであり，荒井会長もそういった懸念は理解できるということである。であるから，そういう懸念をお伝えした上で，そこは疑念を持たれないように配慮しますというふうな考えを示されているので，それは，そういった会長の考えを尊重するということでやむを得ないのではないかということである。

佐々木委員 それでは，その委員を選ぶに至った，あるいはリストアップした時の推薦をした過程についてきちんと明らかにしてほしいと思う。それはもう県民の皆様だれも納得しないと思う。私は，この教育委員会の在り方そのものも問われると思う。私自身が，ここの席にいること自体がとてもいま恥ずかしいと思っている。そのような形を，そのままごもっともですねというような形で受け入れて行くということは，とても恥ずかしいことだと思う。自分に都合の良い発言をするという方であるとか，そのようなことを問題にしているのではない。そういう次元の問題ではなく，やはり自分達のしていることを正当に評価して行くために，誰からも懸念を持たれないような形で出発すべきだと，そういうふうな話をしている。

教 育 長 再三申し上げているように，具体的に従来の共学化を進めてきたことについての検証を今後どうすべきかというふうな議論の段階になった場合には，議論への参加を遠慮してもらおうということであるので，それはそれで，一

つのやり方として十分理由があると思っている。そのことを、この公開の教育委員会の席で私が発言をすることによって議事録として残るわけである。したがって、これは県民にオープンにするということであるので、私はそれでよいのではないかとと思っている。

委員 長 昨今、いろいろな新しい内閣についての支持率や何かが、いろんなところで表明されているが、その支持率の調査というのは電話か何かで聞いて、そして、どちらに手を挙げますかと聞いているやり方で、ちょうど、前の、みんなからいろいろ異論があると言われた時の請願に付随してつくった調査と基本的にはやり方が同じである。その成果や何かを、どういうふうに読むのかということについて実質的にはあまりしっかりした判断というのは教育委員会ではしないままに終わったような気がするわけであるが、そういうふうなものが出てきた時に、どう対応するかという、多分いろんな問題が基本的にあがってくるのではないかと思う。そういう時に、佐々木委員が言っているような最初からそういう方を委員にしておいては、まずいのではないかという心配、まあそのとおりだろうとは思ふ。また、片一方では、こちらの懸念を伝えて、そして、その検証する枠組みを検討するための委員の選定というのは、向こうの審議会の会長にお願いするというルールの中で動いているということなので、教育委員会が、その中に割って入って、それを取り上げてしまうというのもまたルールとしては間違っているような気がする。教育長は、この委員会の意向を十分に向こうに伝えていただいていると思うが、さらに今日の委員会の議事録なども示していただいて、そして、やはりその後は向こうの審議会の会長に任せざるをえないのではないかと思うが、いかがか。

佐々木委員 そういう委員を委員会側で罷免するという力を我々は持っているのか、どうかである。

委員 長 罷免する力とか、そういうことではなく。やはり、もっと審議会で真剣にきちんと考えていただきたいと思う。

佐々木委員 そういうことを我々は申し述べたが、もし足りなければ、今日の議事録か何かを見ていただいて。

一つ申し上げるのであれば、これはまったく全然別な問題であるが、この教育委員会で私が短い期間であるが教育委員としていろいろ話し合いに参加させていただいている間に、何度も聞いた言葉で、何度も経験した思いであるが、これは審議委員会で決められた、既に決めて、そして答申されたことだから、それに異論をはさんだり、逆らうことは大変なことだと、こちらが審議を頼んだのに、それが出してきたことと違うことをするのはできないのだというような発言を何度もいただいた。事務局のほうから。そういうことは、何か筋が違うように私は思う。というのは、あくまでも審議委員会で

出してきたことを基にして教育委員会で最終的に決めるというような形が本
当ではないかと思うし、私が関わっている別な審議委員会では、実際にその
審議委員会で相談して決めたことや提案したことが、教育委員会ではなく、
公安委員会のようなところで否認されたりということが実際にはあることは
ある。であるから、やはり、何で幾つかの組織があるかというお互いの組
織の中で、あるいは委員会の中で決めたことや考えたことを、何重にもチェ
ックしあうシステムだと思う。でも、この教育委員会でこのような話し合い
をしていると、このチェック機能が働いていない。もうそこで答申されたこ
とに逆らうことはできないのだという形で、私は少なくとも何度も、そうい
う御意見をいただいて、それはもう審議委員会で決められたことだから、そ
のように答申されたので、違う意見を言ったり、違う行動をとることはでき
ないのだということで、いつも追い詰められて、無駄な議論をしたなという
ふうな思いで過ごしているわけである。けども、違うのではないか。何重
にもあるのは、しかも教育委員会でいつもそうであるが、他の審議委員会
では、ちゃんとそこで出した答申が、そのとおりすべてがそうですよじゃなく
て、そのとおりの部分もあれば、違う意見になったり、違う形で実現されたり
、そういうこともあるわけである。でもここでは、すべて決まっていて、
すべてそのとおりにせざるを得ないように運ばれているように私は思うが。

教 育 長 教育委員会でもそうであるが、ある行政機関が、何か大きな政策の方向付
けをする、あるいは計画をつくるという時に、一般的には審議会というもの
を設置して、そこでいろいろ議論してもらった上で、執行機関として最終決
定するという流れになる。その審議会と最終決定機関たる、その行政機関、
それとの関係がどうなるかということ言えば、あくまでも最終的に責任を
持って決めるのは執行機関であるので、いま佐々木委員から御指摘のあった
ことについて言えば、審議会でこう決まったから、それを変えられないとい
うことはないと思っている。であるから、教育委員会の議論の中で、ここは
こうすべきだという方向が出てくれば、それはそれで決めていっこうに構わ
ないと思っている。ただ、いま問題なのは、審議会の中の部会のメンバー構
成の話であり、これは条例上、審議会の会長が指名するとなっているので、
それは、仮に教育委員会の中で異論があったにしても、罷免するとかという
手続きは取れないこととなっているので、その点は御理解いただきたい。

委 員 長 審議会で作ったものは曲げられないと言われて、それに従わざるを得な
かったというのは基本的に違っているのだろうと思う。やはり、違うところ
は教育委員会として議論をすべきことであつたはずなので、僕の感じでは決
まったことだから駄目というよりも、この間の話は手続きだとか何かで、と
ても間に合わないというか、違ったものにすると、いまの民主党がやってい
ることや何かと比べると何でもできそうな気配であるが、ちょっと時間が間

に合わないという、スケジュール上もう駄目ですよと仕組まれている中で議論をさせられることに関して僕は非常に納得いかない部分があったが、審議会が決めていることだから我々が発言できないというのは本当はないはずである。だから、審議会から出てきたものに対して我々も十分意見を言ってよいし、しかし、審議会を設置する時に定めた幾つかのルールというのは、そのルールに従って、その審議会を運営していただくというのでよいのであって、ただ、我々は何も意見を言えないのではなくて、非常に懸念があるということについては、意見を言ってよいという立場なのではないか。だから、今日の話も聞いていただいて、その結果で新しい動きが決まったとして、その結果が、やはりとても懸念していることが現実になっているという場合にはしっかりとものを申して行くということなのではないのか。いろいろ尾を引いているところがいっぱいあるのでなかなか決心するのが難しいところがあるが、他の委員の方々の意見はどうであろうか。特に無いか。

そのようなことで、教育長に骨を折っていただいたが、再度同じような問題がここで出たという話は向こうの会長に伝えていただくこととして、最終決定は会長に委ねざるを得ないだろうということ、そういう疑念が県民全体に起きないようにというようなことについては、十分配慮していただきたいというふうに思う。

教 育 長 今後の検証の在り方検討部会の議論の進み方の中でも、ぜひ私も動きを見ながら佐々木委員の御懸念が現実化しないように必要な対応をしていきたいと思っている。

委 員 長 佐々木委員には納得していただけないと思うが、もし他の方で異存が無ければ、そのような報告を教育長から受けたということによいか。

各 委 員 了承。

委 員 長 では、そのようなこととさせていただきます。

1 2 次期教育委員会の日程について

委 員 長 定例会は平成21年11月18日(水)午後1時30分から

1 3 閉 会 午後3時50分

平成21年11月18日

署名委員

署名委員